

アクセスコントロールの回避規制 に関する補足資料

平成22年2月16日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局

1. 我が国における現在の規制の概要

		著作権法		不正競争防止法	
		民事的救済	刑事罰	民事的救済	刑事罰
コピーコントロール	回避行為	なし	なし	なし	なし
	回避を伴う複製	差止請求権 (民法上の損害賠償請求権)	10年以下の懲役 1000万円以下の罰金 (併科も可)	なし	なし
	回避を伴う私的複製	差止請求権 (民法上の損害賠償請求権)	なし	なし	なし
	回避サービスの提供 (※1)	(民法上の損害賠償請求権)	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 (併科も可)	なし	なし
	回避機器等の「譲渡等」 (※2)	(民法上の損害賠償請求権)	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 (併科も可)	差止請求権 損害賠償請求権	なし
アクセスコントロール	回避行為	なし	なし	なし	なし
	回避サービスの提供 (※1)	なし	なし	なし	なし
	回避機器等の「譲渡等」 (※2)	なし	なし	差止請求権 損害賠償請求権	なし

※1 業として公衆からの求めに応じて行う回避行為

※2 著作権法における「譲渡等」は、回避機器・プログラムの公衆への譲渡・貸与、公衆譲渡等目的の製造・輸入・所持、公衆供与、公衆送信、送信可能化。不正競争防止法における「譲渡等」は、回避機器・プログラムの譲渡、引渡し、譲渡等目的の展示、輸出、輸入、送信。

2. 各国の法制度の概要

	根拠規定	禁止事項	制裁措置
米国	DMCA	<ul style="list-style-type: none"> ○回避行為そのもの(1201(a)(1)) ○以下に該当するものの製造、輸入、公衆提供、その他の取引 <ul style="list-style-type: none"> ・主として技術的手段回避を目的とするもの 等 (1201(a)(2))	<ul style="list-style-type: none"> ○民事措置(1203) <ul style="list-style-type: none"> ・法定損害賠償(1203(c)(3)) ○商業目的の場合刑事措置(1204)
	(米韓FTA)	<ul style="list-style-type: none"> ○回避行為そのもの(18.4 7(a)(i)) ○以下に該当するものの製造、輸入、公衆提供、その他の取引 <ul style="list-style-type: none"> ・主として技術的手段回避を目的とするもの 等 (18.4 7(a)(ii)(C))	<ul style="list-style-type: none"> ○民事措置(18.4 7(a)) ○商業目的の場合刑事措置(18.4 7(a))
EU	EU情報社会指令	<ul style="list-style-type: none"> ○回避行為そのもの(6条 1項) ○主として技術的手段回避を目的とするものの製造、輸入、頒布、販売、貸与、商業目的の所持等 (6条 2項)	<ul style="list-style-type: none"> ○損害賠償、差止申請、差押訴訟(8条) ○刑事措置は無し
英国	著作権法	<ul style="list-style-type: none"> ○主として技術的手段回避を目的とするためのものを <ul style="list-style-type: none"> ・販売、貸与を目的とした製造 ・私的使用以外に輸入 ・業として販売、貸与、提供、所有、頒布 等すること(296ZB(1)) ○技術的手段回避を目的とするためのサービスを業として提供等すること(296ZB(2)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○禁固刑、罰金(296ZB(4))
仏国	著作権法	<ul style="list-style-type: none"> ○個人が研究以外の目的で回避すること(335-3-1 I) ○以下の行為の禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・回避装置等を、研究以外の目的で、製造、輸入すること。 ・(回避装置を)販売、貸与若しくは賃貸のための保持、提供、又は回避装置を公衆の利用に供すること。 ・この目的のための役務の提供 ・上記の使用を扇動し、又はそのための宣伝を指揮し、構想し、組織し、複製し、頒布し、又は普及させること。 (335-3-1 II)	<ul style="list-style-type: none"> ○罰金(335-3-1 I) ○禁固及び罰金(335-3-1 II)
ドイツ	著作権法	<ul style="list-style-type: none"> ○回避行為そのもの(95a(1)) ○技術的手段回避を主要な目的とするものの製造、輸入、頒布、販売、貸与、商業目的の所持、役務の提供 (95a(3))	<ul style="list-style-type: none"> ○回避行為について自由刑または罰金刑(108b(1)(3)) ○業として製造、輸入、頒布、販売、賃貸するものも自由刑または罰金刑(108b(2)) ○過料(111a(1))
日本	不正競争防止法	<ul style="list-style-type: none"> ○回避の機能のみを有する装置及びプログラムの譲渡、輸出入(2条10項) ○<u>回避行為そのものについて規定無し</u> ○<u>製造について規定無し</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○損害賠償(4条) ○<u>刑事措置は規定無し</u>

3. 各国の適用除外規定の概要

	根拠法	例外規定
米	DMCA	<p>回避行為を一般的に禁止する規定を設けた上で(第1201条(a)(1)(A))、権利制限規定を以下の通り設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非営利的な資料保管、保全、教育目的での著作物利用や、批判、解説、ニュース報道、学習指導、学術研究等のための著作物利用で、技術的手段の回避の禁止により不利益を受ける可能性があるもの(第1201条(B)及び(C)) ○非営利の図書館、文書資料館及び教育機関の免責(第1201条(d)) ○リパース・エンジニアリング(第1201条(f)) ○暗号化研究(第1201条(g)) ○セキュリティ検査(第1201条(a))
EU	情報社会における著作権指令	<p>技術的保護手段の保護について定めるとともに(6条1)、次のような一定の類型の権利制限規定の受益者に対して、その利益を受ける方法を権利者が提供することを保証する適当な手段をとるものとしている(6条4)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○写真技術の使用その他の工程における紙等の媒体への複製 ○図書館及び教育機関等における複製 ○放送のための一時的記録 ○非商業目的の社会施設における放送の複製 ○非商業目的の授業、学術研究のための例証目的の利用 ○非商業的性質の障害者のための利用 ○行政手続き等における利用 <p>各国では、これに基づき、上記類型に対応する権利制限規定について、6条4に対応する規定が国内法において整備されている。また、各国においては、その他の権利制限規定についても、任意に、同様の規定が設けられている場合がある。</p>
ドイツ	著作権法	<p>以下を適用除外規定としている(第95b条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○司法及び公共の安全 ○障害者 ○教会、学校又は授業の用に供するための編集物 ○学校放送 ○授業及び研究のための公衆提供 ○私的及びその他の自己の使用のための複製 ○放送事業者による複製
フランス	著作権法	<p>以下を適用除外規定としている。(第331の8条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○著作権及び著作隣接権関係 ○私的使用目的の複製、非営利の教育研究目的の上演等、障害者のための複製等、非営利図書館等における複製 ○データベース製作者の権利関係 ○障害者のための抽出等、非営利の教育研究目的の抽出等
イギリス	著作権法	<p>以下を適用除外規定としている。(第296条のZE(1)表5A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究及び私的学習 ○私的使用目的で作成する一部の利用可能な複製物 ○視覚障害者のための複数の複製物 ○中間的複製物及び録音物 ○授業又は試験を目的として行われること ○教育放送機関による録音・録画 ○発行された著作物からの文章の教育機関による複写複製 ○司書による複製：定期刊行物の記事 ○司書による複製：他の図書館への複製物の提供 ○司書又は文書保存者による複製：著作物の代替複製物 ○司書又は文書保存者による複製：ある種の未発行著作物 ○輸出の条件として作成を必要とされる著作物の複製物 ○議会及び司法手続き ○王立委員会及び法定調査 ○公衆の閲覧に供される、又は公的に登録されている資料 ○公務の過程で国王に伝達される資料 ○公的記録 ○法定の権限の下で行われる行為 ○民謡の録音物 ○放送を目的とする付随的録音・録画 ○放送の監督及び管理を目的とする録音・録画 ○タイムシフティングを目的とする録音・録画 ○放送の写真 ○放送の字幕入り複製物の提供